# ID:　47

## 担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 使用料の徴収 | | | |
| **例規名**  **根拠条項** | | 常盤ふるさと資料館あすか設置及び管理に関する条例　第6条第1項 | | | |
| **例規番号** | | 平成17年条例第79号 | | | |
| 【根拠条文】  (使用料)  第6条　前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。  2　前項に定める使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。  3　前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由により資料館を利用することができなくなった場合は、この限りでない。  【基準】  根拠条文に同じ。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |